

2 消防制度について

2.1 消防制度の概要

2.1.1 消防制度の発足

我が国の消防は、昭和23年3月7日に施行された消防組織法によって、自治体消防の原則に基づく今日の制度が確立し、平成30年3月に70周年を迎えた。総務省消防庁（以下「消防庁」という。）では、我が国における消防の発展を回顧するとともに、国民の安心・安全な生活を確保するという消防に課せられた使命の重要性を再認識し、更なる消防防災体制の充実強化を図るとしている。

2.1.2 消防の役割について

（1）消防庁の役割

消防組織法では、国の行政機関として総務省の外局に消防庁を置くこととされている。

同法では、消防庁は、「消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする」と定められており、平時は、自治体への消防に関する助言・指導、法令やガイドライン等の整備、車両・資機材の配備等を行っている。また、大規模な災害や事故、テロなどの緊急事態にはその対応を統括し、被害の迅速な把握や、全国的な見地からの緊急消防援助隊の派遣等を行う。

消防機関等の活動の一つとしては、最近の大規模自然災害への対応及び消防防災体制の整備が上げられる。実際、令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生した際、消防庁においては、記録的な大雨により、重大な災害の起こるおそれが著しく高まったことから、消防庁災害対策本部を設置し、全庁を挙げて災害対応に当たった。

- ・国民に対し、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行う。
- ・地方自治体とも緊密に連携し、浸水が想定される地区の住民の避難が確実に行われるよう、避難支援等の事前対策に万全を期す。
- ・被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、人命第一で災害応急対策に全力で取り組む。

あわせて、被災自治体の災害対応を支援するとともに、緊急消防援助隊の円滑な活動調整、さらには政府の災害対応に必要な情報の収集を行うため、被災県及び地元消防本部等に対し、消防庁職員を派遣した。

その他、消防庁では大きく分けて以下のような役割を担っている。

- ア. 大規模災害に備える
- イ. 消防・救急体制の充実強化
- ウ. 火災予防防火対策の推進等
- エ. 地域の防災力を高める
- オ. 国民保護
- カ. 消防防災における科学技術の研究開発

(2) 地方公共団体と消防の役割

消防組織法では、市町村の消防に関する責任について、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」と定められている。

また、「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する」こととされ、「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない」と定められている。（自治体消防の原則）

この原則に基づき各市町村では、消防本部や消防署を設置し、消防事務の執行のほか、火災の予防、消火や人命救助、救急業務等の実際の消防活動を担っている。

市では、市消防局が消防本部の役割を担い、その下部組織として各区に消防署が設置されている。

2.2 消防体制について

2.2.1 消防体制

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部¹及び消防署²のことであり、専任の職員が勤務している。令和3年4月1日現在では、全国に724消防本部、1,718消防署が設置されている。消防職員は167,073人であり、うち女性職員は5,885人で

¹ 各市町村に設置され、市町村の消防事務を統括する

² 消防本部のもとに設置され、火災の予防、消火や人命救助、救急業務等の第一線を担う。

ある。

市町村における現在の消防体制は、大別して、消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村と、消防団のみが存する町村がある。

令和3年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村、常備化されていない町村は29町村で、常備化されている市町村の割合（常備化率）は98.3%（市は100%、町村は96.9%）である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化されており、人口の99.96%が常備消防によってカバーされている。

このうち一部事務組合³又は広域連合⁴により設置されている消防本部は288本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,109市町村（370市、599町、140村）は常備化市町村全体の65.6%に相当する。

また、事務委託⁵をしている市町村数は145市町村（39市、86町、20村）であり、常備化市町村全体の8.6%に相当する。

（2）非常備消防機関（消防団）

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている。令和3年4月1日現在、全国の消防団数は2,198団、消防団員数は804,877人であり、消防団は全ての市町村に設置されている。

消防団は、地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）、要員動員力（消防団員数は消防職員数の約4.8倍）、即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）等といった特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防御等を、国民保護の場合には避難住民の誘導等を行う。特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあつては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安心・安全確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等、地域に密着した活動を展開しており、地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

³ 複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として地自治に基づき設置する特別地方公共団体

⁴ 一部事務組合と同じ特別地方公共団体であり、より強い権限が設定されている。

⁵ 普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して、これを管理執行させること。

(3) 消防の広域化

市町村は、その地域における消防の責務を果たしているが、特に小規模な市町村では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等の課題を抱えている場合が多い。消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防体制の整備・確立を図ることを目指すものである。

(4) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、ひとたび国内のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

(5) 国際消防救助隊の派遣

消防庁は、国際協力の一環として被災国政府等からの援助要請に積極的に対応することとし、昭和61年（1986年）に国際消防救助隊（International Rescue Team of Japanese Fire-Service：略称“IRT-JF”：愛称“愛ある手”）を整備した。海外における大規模災害発生時には、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊の救助チーム等の一員として同隊が派遣されることとなり、我が国の消防が培ってきた高度な救助技術と能力を海外の被災地で発揮し、国際緊急援助に貢献している。（出典：令和3年版消防白書）

2.2.2 消防防災施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要となる消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている。

(2) 消防通信設備

ア. 119番通報

(ア) 119 番緊急通報での位置情報通知

令和3年4月1日現在、「位置情報通知システム⁶」により、携帯電話等からの119番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、714本部となっている。

(出典：令和3年版消防白書)

(イ) 音声によらない通報

消防庁では、全ての消防本部への「Net 119緊急通報システム⁷」の導入を進めており、令和3年6月1日現在、724本部中563本部（約78%）が導入済みである。

(ウ) 外国人からの通報（三者間同時通訳対応の導入）

消防庁では、全ての消防本部への電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応の導入を進めており、令和3年6月1日現在、724本部中647本部（約89%）が導入済みである。

イ. 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部や消防署などに設置された無線基地局と消防車両や救急車両に装備された無線機等との間で使用される無線通信網で、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合や、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である。

(3) 消防水利

消防水利とは、消防活動に使用する水を供給する設備の総称である。消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の取水が可能であることから、消防活動時に消防水利として活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められている。また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に渡る取水が可能な場合が多いため、人工水利とともに消防水利として重要な役割を担っている（出典：市消防局2021消防年報）。

⁶ 携帯電話及びIP電話からの通報に係る位置情報を消防本部に通知するシステム

⁷ 音声による通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムで、スマートフォンなどから通報用WEBサイトにアクセスすると消防本部に通報が繋がり、テキストチャット（文字データを利用したメッセージのやり取り）でやり取りができる。

2.3 消防団について

2.3.1 消防団の歴史

(1) 江戸時代

消防団の歴史は古く、江戸時代、八代将軍吉宗が、江戸南町奉行の大岡越前守に命じ、町組織としての火消組である店火消（たなびけし）を編成替えし、町火消「いろは四八組」を設置させたことが今日の消防団の前身であるといわれている。

各火消組に「いろは」等の名前を付けたことにより、お互いの名誉にかけて競い合って働くという結果が生じ、消防の発展に多大な成果を得ることとなった。町火消は町奉行の監督下にあったものの、純然たる自治組織であり、経費の一切が町負担で、組織、人員等も町役人の自由に委ねられていた。しかもその費用は、ほとんど器具設備等の購入に費やされ、組員は無報酬だった。

そのころの村落部の消防については、駆付消防が主で城下町のような組織的なものはなかった。この駆付消防は、古くは「大化の改新」後の5戸制度を起源とする5人組と現在の青年部ともいべき若者組が当たった。

(2) 明治～大正時代

明治時代、町火消は東京府に移管され、東京府は明治3年（1870年）に消防局を置き、町火消を改組し消防組とした。

明治6年（1873年）に消防事務は内務省に移され、東京府下の消防は、翌明治7年（1874年）に新設された東京警視庁に移されたので、東京警視庁では、直ちに消防組に関する消防章程を制定した。これが明治の消防の組織活動の基礎となった。しかし、全国的には公設消防組は少なく、ほとんどが自治組織としての私設消防組であり、それも名だけというものが多かった。

そこで、政府は社会の発展に即応する効率的な消防組織の育成を図るため、地方制度再編成を機会に、明治27年（1894年）に消防組規則（勅令第15号）を制定し、消防組を府県知事の管掌として全国的な統一を図った。具体的な内容は、消防組は知事が職権をもって設置すべきもので、今までの既設の消防組を認めたり、また市町村が自ら組織したものを認可することではいけないという強硬な絶対的至上命令であり、消防組は知事の警察権に掌握されながら、その費用は一切市町村で負担す

るべきものと規定された。

規則施行後にも、消防組の設立は遅々として進まなかったものの、警察署長等の積極的な働きかけなどにより、大正時代末には飛躍的にその数が増大していくこととなった。

(3) 昭和時代(戦前)

昭和4、5年(1929、30年)頃から、軍部の指導により、民間防空団体として防護団が各地に結成された。

昭和12年(1937年)には防空法が制定され、国際情勢が悪化してゆく中、国防体制の整備が急がれるようになった。

昭和13年(1938年)に内務次官名で消防組、防護団の統一について両団体統合要綱案が通牒され、勅令制定の基礎となる両団体統合の要綱が決定された。

これらを経て、消防団と防護団を統合し新たな警防組織を設けるため、昭和14年(1939年)1月に勅令をもって「警防団令」を公布した。これにより、明治以来の消防組は解消し、警防団として同年4月1日に全国一斉に発足され、警察の補助機関として従来の水火消防業務に防空の任務を加えられて終戦に至った。

(4) 昭和時代(戦後)

戦後、米国調査団の報告により、警察と消防の分離が勧告され、それに伴い総司令部から警察制度の改革について指示が行われた。内務省は警察制度審議会の答申を受け、昭和22年(1947年)4月30日に消防団令を公布した。これにより従来の警防団は解消され、新たに全国の市町村に自主的民主的な「消防団」が組織された。

しかし、警察制度審議会の答申及び政府の考え方に対して、総司令部は、その民主化の内容が不徹底と考え、答申に沿った警察制度の改革案に了承を与えなかった。政府は消防組織法案を作成し、総司令部の了解を求めたものの、総司令部は消防制度に関する覚書案を一部修正し(覚書中「市町村公安委員会」を「自治体消防は市町村の管理に属する」と変更)民間情報局作成の法案要綱をあわせて通知してきた。内務省では、これに基づき法案を修正し、昭和22年(1947年)12月23日に消防組織法の公布が行われた。これにより、消防が警察から分離独立するとともに、すべて市町村の責務に移された。

また、消防組織法の趣旨の徹底と勅令であった消防団令を政令に改めるために、昭和 23 年（1948 年）3 月 24 日に新たな消防団令が公布され、消防団は義務設置から任意設置制になり、消防団に対する指揮監督権が警察部長又は警察署長（消防署長）から市町村長、消防長又は消防署長に移され、府県知事にあった市町村条例の認可権や消防団事務の監察権が廃止された。

その後、消防団令は根拠法について明確を欠くものがあり、政令は法律に特別の委任がある場合を除くほか、その規定し得る範囲は憲法又は法律により既に定められている事項を実際に執行するために必要な定めをするいわゆる執行命令に限定されるものであり（憲法第 73 条第 6 号）、また法律の委任がなければ義務を課したり、権利を制限する規定を設けることは出来ない（内閣法第 11 条）ものであるから、そのような性質を持つ政令で消防団に関する基本的な事項を規定しておくことは適当でないという見解のもとに、消防組織法に第 15 条の 2 を追加し、同時に消防団令は廃止された。

さらに、組織法制定後も火災が頻発し日本再建途上の一大障害となっている情勢下で、消防組織の強化、拡充を図るため、昭和 26 年（1951 年）3 月に議員立法により消防組織法が改正された。これにより、任意設置であった消防機関の設置は義務設置となった。このように、消防団は、江戸時代に義勇消防の元祖として発足して以来、様々な変遷を経て今日に至っている。（出典：消防庁ホームページ）

2.3.2 消防団の活動

（1）消防団の役割

消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしている。さらに、平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導等、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしている。

（2）消防団の概要

消防団の活動は消火だけではない。消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関である。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う。また、近年は、女性の消防団への参加も増加

しており、特に一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍している。



(出典：消防庁ホームページ)

(3) 消防団の機能と特性

ア. 地域密着性

消防団員は、その地域に居住又は勤務している人が団員となっているので、地域の繋がりが深く、また地域の各種実情について豊富な知識を有している。

イ. 即時対応力

消防団員は、定例的に教育訓練を受けるなど、消防に関する相当程度の知識及び技能を有している。

ウ. 要員動員力

消防職員と同等の多くの人員を有し、特に大規模災害や捜索救助等には、その動員力によって災害防御にあたることができる。

エ. 多面性

消防団の活動は、消火活動にとどまらず、火災予防に関する住民指導、パトロール等を実施している。また、風水害及び地震等、各種災害防御活動にあたっているほか、遭難者の捜索救助、各種警戒等の活動を行っている。

2.4 札幌市の概況等

2.4.1 札幌市の概況

(1) 地勢

東京から約 830km の距離にある北日本最大の都市で、その地形は大きく 4 つに区分される。南西部は、1972 年札幌冬季オリンピックの会場となった手稲山、天然記念物の藻岩原始林をもつ藻岩山、同じく天然記念物の円山原始林をもつ円山など、みどり豊かな山地が広がっており、市域の過半を形成している。東南部では、その南方に広がる山岳の噴火による火山灰で形成された月寒台地や野幌丘陵が展開しており、北東部は、長い間海進海退により古石狩湾が隆起してできた石狩低地帯が広がっている。南西部山地と東南部丘陵地へ流れる豊平川によって形成されている豊平川扇状地は、市街地が発達してきた中心的な場所となっている。(出典：札幌市強靱化計画 2019 年度～2023 年度 令和元年度 (2019 年) 12 月改訂)

(2) 位置・面積

市は、北緯 43 度、東経 141 度の石狩平野の南西部に位置し、面積は 1,121.26 km² で香港とほぼ同じ面積を有している。距離は東西 42.30 km 南北 45.40 km にわたって市域が広がっている。(出典：市消防局発行 2021 消防年報、札幌市強靱化計画 2019 年度～2023 年度 令和元年度 (2019 年) 12 月改訂)

(3) 気候・気象

日本海型気候で、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷を特徴としており、鮮明な季節の移り変わりが見られる。春は、晴天の日が多く街は新緑に包まれ、夏季は、オホーツク海高気圧の影響を受けて朝晩涼しく、梅雨前線による長雨もほとんどない過ごしやすい日々が続く。秋になると、ひと雨ごとに気温が低下し、雨量も多くなる。10 月には最低気温 0℃ 近くまで下がることもあり、10 月下旬には初雪が降る。12 月から 2 月にかけての冬季は、多量の降雪が見られ、最深積雪は約 1 m で、ひと冬を通しての総雪量は 6 m に達する。(出典：札幌市強靱化計画 2019 年度～2023 年度 令和元年度 (2019 年) 12 月改訂)

2.4.2 札幌市の管内情勢

(1) 管内情勢

北海道の西部に広がる石狩平野の南西部に位置する札幌市は、市制施行時は12万人余りであったが、この100年の間に190万人を超える人口を擁する大都市に成長し、行政、経済、文化などのあらゆる分野で日本における北の中核都市としての役割を果たしている。また、年々都市化が進展し、都市部における中高層建造物の増加や地下施設等の拡大、周辺部においては団地、住宅地などの整備が進むなど、都市の様相は日ごとに変化している状況にある。(出典:市消防局発行 2021 消防年報)

(2) 市消防局の沿革

◆ 沿革

年	ことがら	札幌市のできごと
明治5年 (1872)	開拓使判官岩村通俊による御用火事の延焼防止のために“中川組”が組織され、札幌市消防の始まりとなった。開拓使工業局に消防組を設置した。	
明治27年 (1894)	消防組規則を公布、札幌消防組を公設とした。	
大正10年 (1921)	特科部が札幌消防組に設置され、初めて常備消防が設けられた。	➡大正11年(1922) 札幌に市制施行
大正15年 (1926)	消防本部及び望楼の建築に着工	
昭和2年 (1927)	消防本部及び望楼(高さ41メートル)が大通西1丁目にしゅん工し、本部を移転した。	
昭和10年 (1935)	札幌市防護計画及び防護団則が制定され、札幌市防護団(団長:橋本正治市長)を設置した。	
昭和14年 (1939)	札幌消防組と札幌市防護団が改組統合し、札幌市警防団が誕生した。	
昭和19年 (1944)	札幌市警防団本部が北海道庁札幌消防署となった。	
昭和22年 (1947)	札幌市消防団設置条例を公布、札幌市警防団は札幌市消防団に改組された。	
昭和23年 (1948)	札幌市消防本部設置条例を公布、消防組織法施行に伴い官設札幌消防署が札幌市に移管され、札幌市消防本部が発足した。	➡昭和30年(1955) 琴似町、札幌村、篠路村の3町村を札幌市に合併
昭和32年 (1957)	札幌市消防本部ラッパ隊が発足	
昭和33年 (1958)	札幌市で最初となる救急車を備え、救急業務を開始	
昭和36年 (1961)	札幌市機構改革に伴い、消防本部は局制を施行、消防局と称した。	➡昭和36年(1961) 豊平町を札幌市に合併
昭和39年 (1964)	札幌市消防本部設置規則を廃し、札幌市消防本部及び消防署設置条例並びに札幌市消防局組織規則を制定。消防局を部制とし、消防局の機構を1局2部(管理、警防)4課9係制とし、消防署の主任制を廃止し、3係1直轄、出	

	張所制とした。	
昭和 40 年 (1965)	警防部救急係所属の救急隊を各消防署へ移管	➡昭和 42 年 (1967) 手稲町を札幌市に 合併
昭和 41 年 (1966)	札幌市初の屈折はしご車 (15 メートル) を南消防署へ配 置	
昭和 43 年 (1968)	札幌市消防本部ラッパ隊が廃止となり、札幌市消防音楽 隊が発足	
昭和 47 年 (1972)	南消防署と東消防署を新設し、消防局の機構は 1 局 2 部 4 課 11 係 7 消防署 19 出張所 4 分遣所となった。	➡昭和 47 年 (1972) 冬季オリンピック 札幌大会が開催さ れた。 ➡昭和 47 年 (1972) 川崎、福岡市ととも に政令指定都市と なり、札幌市は 7 行 政区 (中央・北・東・ 白石・豊平・南・西) に分けられた。
昭和 49 年 (1974)	中央消防署大通出張所に特別救助車を 1 台配置、消防特 別救助隊が発足	
昭和 58 年 (1983)	機構改革により警防部に指令室 (課に準ずる) を新設	
昭和 59 年 (1984)	機構改革により予防部を新設	
昭和 60 年 (1985)	道内初の女性消防吏員 6 名を採用 幼年・少年消防クラブ結成要綱を制定	
平成元年 (1989)	厚別消防署と手稲消防署を新設	➡平成元年 (1989) 白石区から分区し て厚別区、西区から 分区して手稲区が 新設された。
平成 3 年 (1991)	消防ヘリコプター (JA6636) を運用開始	
平成 4 年 (1992)	救急救命士が高規格救急自動車に乗車し、業務を開始	
平成 5 年 (1993)	管理部に研究開発課を新設し、消防科学研究所を設置	
平成 6 年 (1994)	機構改革により防災部を新設、機構が 1 局 4 部 10 課 22 係 1 消防科学研究所 1 航空隊となる。 財団法人札幌市防災協会 (現・公益財団法人札幌市防災協 会) が発足し、消防関連の諸業務を開始	
平成 7 年 (1995)	救急ワークステーションを市立札幌病院の敷地内に開設	
平成 9 年 (1997)	清田消防署を設置	➡平成 9 年 (1997) 豊平区から分区し て清田区を新設
平成 11 年 (1999)	札幌市消防学校がしゅん工、開校式を行った。	
平成 15 年 (2003)	札幌市民防災センターが開館した。	
平成 16 年 (2004)	札幌市の危機管理体制を構築するため、機構改革が行わ れ、防災部を中核とする危機管理対策室が設置され、消防 局防災部が廃止された。消防局の機構は 1 局 3 部 1 消防 学校 11 課 22 係 1 消防科学研究所、10 消防署 (各署 2 課 4 係 [中央署のみ 6 係]) 44 出張所 1 分遣所となった (分 遣所は平成 19 年に廃止)。	
平成 18 年 (2006)	中央消防署に特別高度救助隊 (スーパー・レスキュー・サ ッポロ) を編成	
平成 20 年 (2008)	すすきの風俗店火災を契機として予防部にて特別機動査 察隊を暫定的に運用開始 (翌年機構改革により同部に設 置、平成 29 年廃止)	
平成 24 年 (2012)	豊水・新琴似・平岸出張所に機動水槽隊及び機動はしご隊 が編成され、特別消防隊 (スーパー・ボンバー・サッポロ) として運用開始	➡平成 29 年 (2017) 2017 冬季アジア札 幌大会が開催され た。

平成 30 年 (2018)	北・東消防署において市初となる日勤救急隊(日中の運用隊)である北エルム救急隊及び東モエレ救急隊の運用を開始	
-------------------	---	--

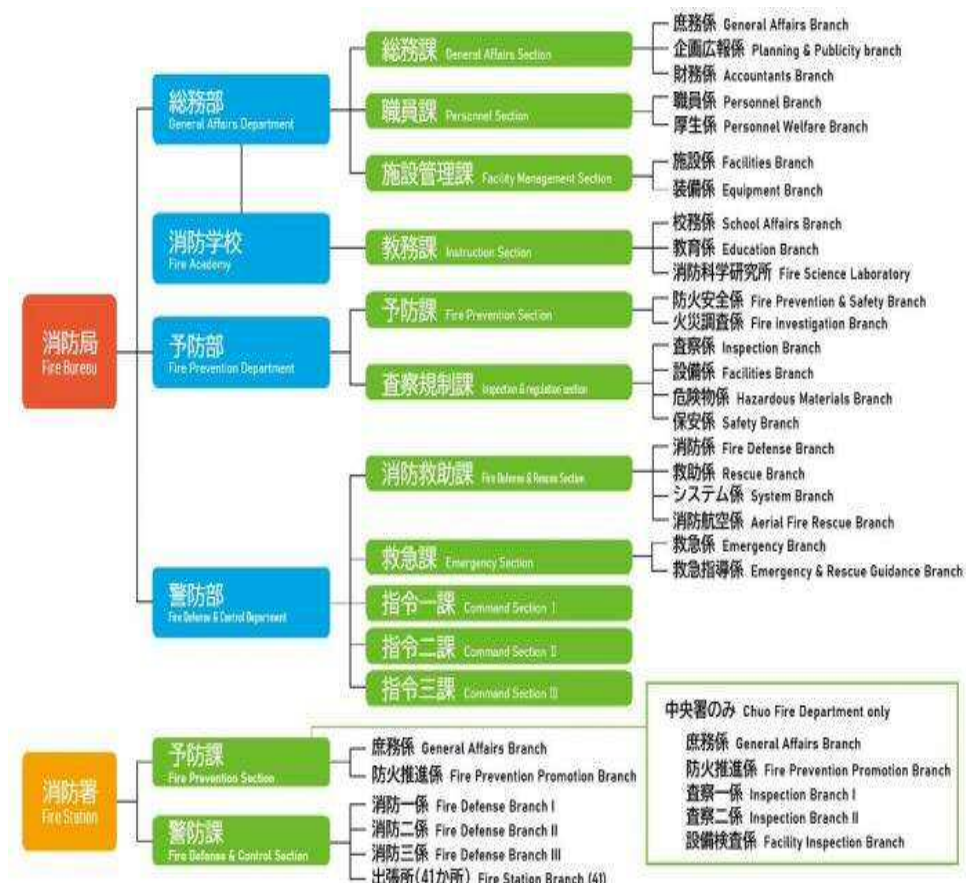
(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

2.5 消防局・消防署の機構等

2.5.1 消防局・消防署の機構

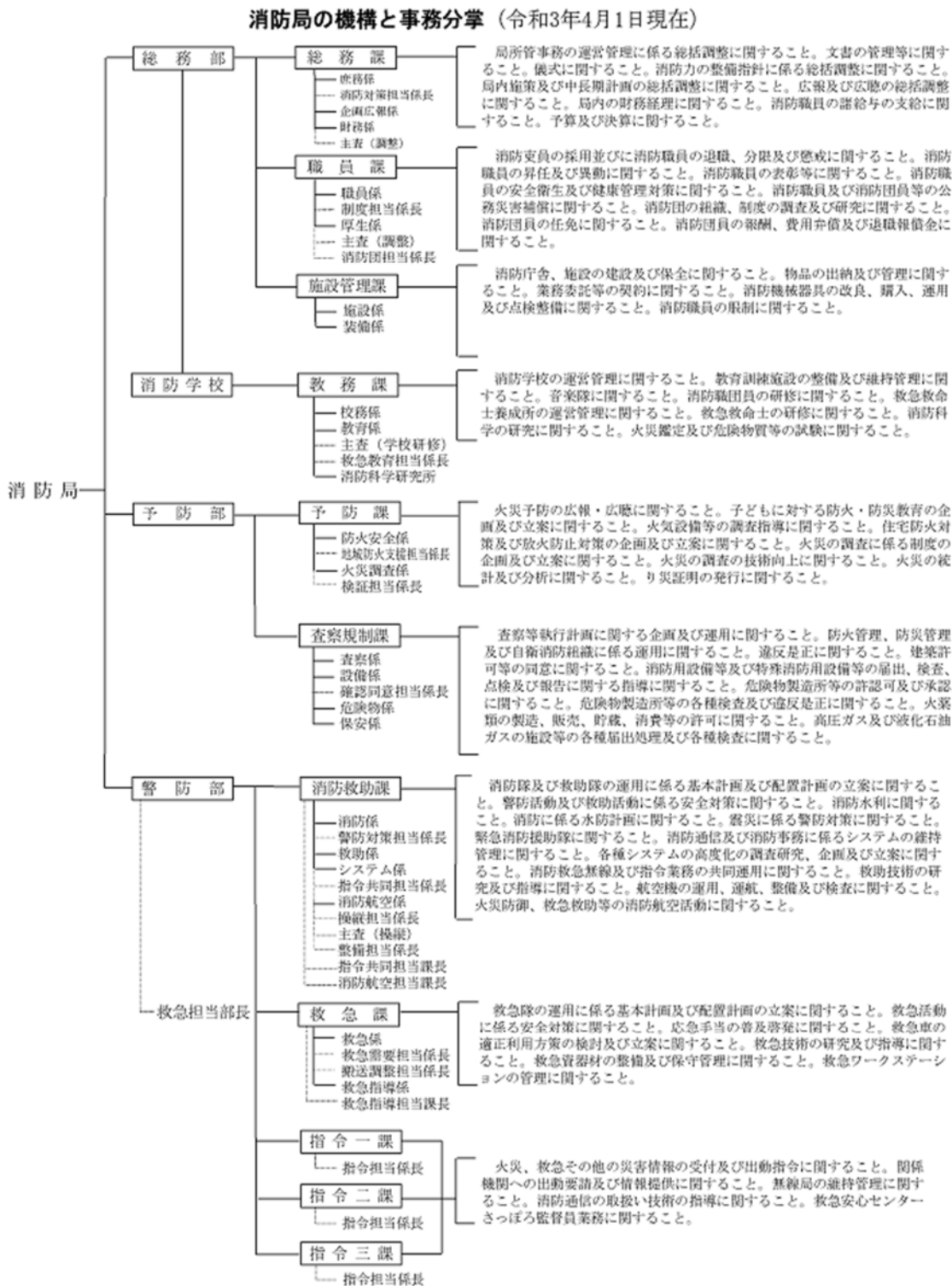
市の消防は、消防局（本部）及び1行政区1消防署制からなり、消防局は3部1消防学校11課21係1消防科学研究所、消防署は10消防署（各署2課5係〔中央署は8係〕）41出張所で構成され、令和3年度職員定数は1,733人で、現有数1,756人となっている。

(1) 全体組織図



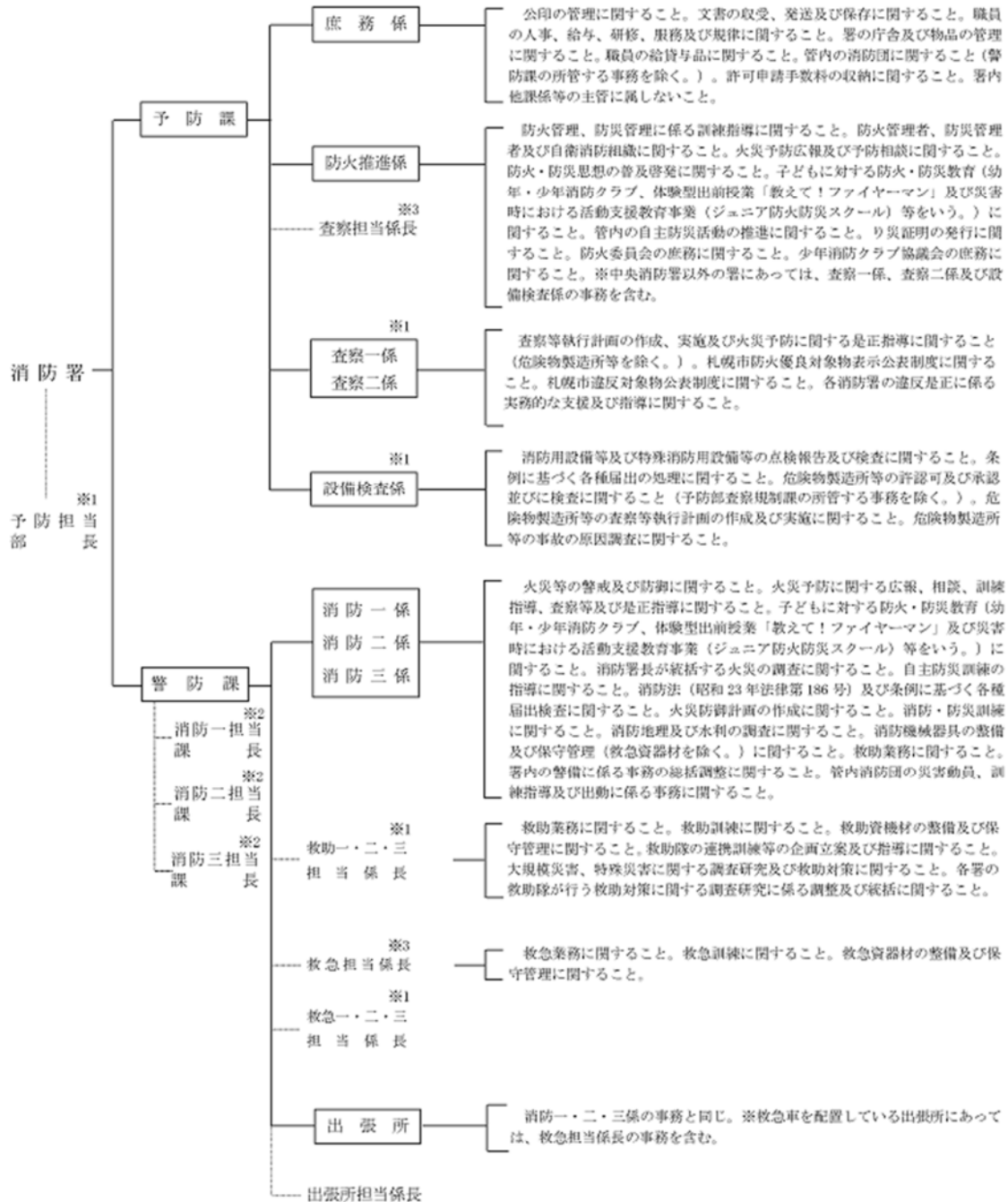
(出典：市公式ホームページ)

(2) 消防局の機構と事務分掌



(3) 消防署の機構と事務分掌

消防署の機構と事務分掌（令和3年4月1日）



※1 中央消防署のみ
 ※2 厚別消防署、清田消防署、南消防署、手稲消防署を除く
 ※3 中央消防署を除く

(出典：市消防局発行2021消防年報)

(4) 署所配置図



(出典：市公式ホームページ)

2.5.2 職員配置

(1) 職員定数

令和3年度の職員定数は1,733人であり、うち1,723人が消防吏員定数である。

令和3年4月1日現在の定数内の消防吏員数は、消防局199人、消防署1,550人の計1,749人、定数外及びその他の出向（派遣・休職・初任教育等の職員等）の消防吏員数は、計85人である。

◆職員定数（過去5年間）

（単位：人）

年 度	総 数	消防吏員	消 防 事 務 職 員 等		
			事 務	技 術	業務・技能
平成 29 年	1,736	1,725	10	-	1
平成 30 年	1,734	1,723	10	-	1
令和元年	1,734	1,723	10	-	1
令和 2 年	1,733	1,723	10	-	-
令和 3 年	1,733	1,723	10	-	-

（出典：市消防局発行2021消防年報）

（2）職員配置状況

- 【消防事務職員】 消防事務に従事するすべての地方公務員の総称（特別職を除く）
- 【消防吏員】 消防長により採用され一貫して消防事務（火災・救急等への対応、査察業務等）に従事する地方公務員（特別職を除く）
- 【その他の職員】 一般的に市町村の職員として採用された者のうち、一定期間、人事交流等により消防事務（ただし、火災・救急等への対応は除く。）に従事する地方公務員（特別職を除く）

職員配置状況（現員）（令和3年4月1日現在）

（単位：人）

所 属	総 数	消 防 吏 員										消 防 事 務 職 員 等								
		計	局長職		部長職		課長職		係長職		一般職		計	事務・技術職員					業務職員	技能職員
			消防司令	消防正監	消防副監	消防司令	消防副司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	局長職		部長職	課長職	係長職	一般職			
総 数	1,756	1,749	1	6	9	50	214	485	589	-	395	7	-	1	1	-	5	-	-	
総 務 部	72	67	1	1	-	4	17	27	16	-	1	5	-	1	-	-	4	-	-	
総 務 課	22	20	1	-	-	1	5	9	4	-	-	2	-	1	-	-	1	-	-	
職 員 課	15	14	-	-	-	1	5	3	5	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	
施設管理課	15	14	-	-	-	1	2	4	6	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	
教 務 課	20	19	-	1	-	1	5	11	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	
予 防 部	41	40	-	1	-	2	8	15	14	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	
予 防 課	18	17	-	1	-	1	3	6	6	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	
査察規制課	23	23	-	-	-	1	5	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
警 防 部	92	92	-	1	1	7	16	36	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
消防救助課	30	30	-	1	-	3	9	12	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
救 急 課	23	23	-	-	1	1	4	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指令一課	13	13	-	-	-	1	1	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指令二課	13	13	-	-	-	1	1	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指令三課	13	13	-	-	-	1	1	6	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中 央 消 防 署	204	204	-	1	1	5	24	58	67	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	
予 防 課	29	29	-	1	1	1	5	9	8	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
警 防 課	175	175	-	-	-	4	19	49	59	-	44	-	-	-	-	-	-	-	-	
北 消 防 署	212	212	-	1	-	5	23	55	70	-	58	-	-	-	-	-	-	-	-	
予 防 課	18	18	-	1	-	1	3	6	6	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
警 防 課	194	194	-	-	-	4	20	49	64	-	57	-	-	-	-	-	-	-	-	
東 消 防 署	185	185	-	-	1	5	19	49	62	-	49	-	-	-	-	-	-	-	-	
予 防 課	19	19	-	1	1	3	6	6	6	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
警 防 課	166	166	-	-	-	4	16	43	56	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	
白 石 消 防 署	154	154	-	-	1	5	16	41	52	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-	
予 防 課	15	15	-	1	1	3	5	4	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
警 防 課	139	139	-	-	-	4	13	36	48	-	38	-	-	-	-	-	-	-	-	
厚 別 消 防 署	110	109	-	-	1	1	13	28	39	-	27	1	-	-	1	-	-	-	-	
予 防 課	13	12	-	1	-	3	7	1	1	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	
警 防 課	97	97	-	-	-	1	10	21	38	-	27	-	-	-	-	-	-	-	-	
豊 平 消 防 署	155	155	-	1	-	5	16	42	52	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-	
予 防 課	16	16	-	1	-	1	3	4	6	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
警 防 課	139	139	-	-	-	4	13	38	46	-	38	-	-	-	-	-	-	-	-	
清 田 消 防 署	95	95	-	-	1	2	13	23	36	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	
予 防 課	11	11	-	1	1	3	2	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
警 防 課	84	84	-	-	-	1	10	21	33	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	
南 消 防 署	174	174	-	-	1	2	19	44	57	-	51	-	-	-	-	-	-	-	-	
予 防 課	15	15	-	1	1	3	5	2	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
警 防 課	159	159	-	-	-	1	16	39	55	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	
西 消 防 署	141	141	-	-	1	5	14	36	52	-	33	-	-	-	-	-	-	-	-	
予 防 課	16	16	-	1	1	3	5	5	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
警 防 課	125	125	-	-	-	4	11	31	47	-	32	-	-	-	-	-	-	-	-	
手 稲 消 防 署	121	121	-	-	1	2	16	31	41	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	
予 防 課	13	13	-	1	1	3	3	3	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
警 防 課	108	108	-	-	-	1	13	28	38	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 計	86	85	-	-	-	3	6	7	3	-	66	1	-	-	-	-	1	-	-	
派遣（財団）	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
研修派遣等	3	3	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市長部局出向	9	9	-	-	-	2	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
新採用職員	68	68	-	-	-	-	-	1	1	-	66	-	-	-	-	-	-	-	-	
休職・育児休業	5	4	-	-	-	-	-	2	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	

（出典：市消防局発行2021消防年報）

(3) 任用状況

令和2年度の採用試験は、受験者総数390人を対象に実施し、大学の部34人、短大の部18人、高校の部22人の74人が合格し、うち66人を採用した。

さらに回転翼航空機整備士の採用選考は、受験者7人に実施し、うち2人を採用した。また、消防吏員の昇任試験については、受験者総数732人を対象に実施し、消防司令試験23人、消防司令補試験37人、消防士長試験49人が合格している。

消防吏員の再任用⁸については、令和3年4月1日から109名（任期更新77名を含む）をフルタイムで再任用した。

(4) 表彰状況

職員及び元職員については、消防功勞により消防庁長官表彰8人（功勞章、永年勤続功勞章）のほか、北海道知事、札幌市長、消防局長等から延べ468人が表彰を受けた。

また、北海道知事、札幌市長及び消防局長から消防功勞のあった市民8人及び6団体が表彰を受けた。（出典：市消防局発行2021消防年報）

2.5.3 消防航空体制

(1) 航空業務の概要

都市構造、社会情勢の変化に伴い、複雑多様化、大規模化、特殊化する各種災害に対応するため、平成3年に消防ヘリコプター1機を導入し、市内における火災、救急、救助活動をはじめ、道内外における大規模災害に応援出動するとともに、消防業務及び行政業務における上空調査など、広範多岐にわたり有効活用を図り、平成21年3月には消防ヘリコプター1機を導入し、2機による常時1機が稼働可能な通年運航体制を確立した。



さらに、平成3年に導入した消防ヘリコプターを平成29年3月に更新し、2機を保有していたが、令和元年10月に耐空検査整備で埼玉県 of 整備工場に入庫中で

⁸ 定年等により退職した者を、1年以内の任期で改めて採用すること。

あった1機が令和元年東日本台風に伴う水害により毀損し、使用不能となった。

消防ヘリコプターには、赤外線カメラを装備しており、火災現場や捜索活動において、より効果的な活動が可能となっている。また、消防隊、救助隊、救急隊との訓練を行い、空・陸一体となった消防活動体制の強化に努めている。

(2) 消防ヘリコプターの活動状況

令和2年中は全飛行件数497件、飛行時間282時間34分。内訳は、災害活動件数327件、飛行時間130時間08分、災害活動以外の飛行件数170件、飛行時間152時間26分となった。

◆月別ヘリコプター活動状況

(令和2年中 単位：件)

区 分	月 別	総 数		月 別 飛 行 件 数												
		件数	時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
総 数		497	282:34	48	26	37	48	39	42	46	46	46	50	35	34	
災害活動	火 災	26	19:10	1	-	2	11	2	1	2	2	1	3	1	-	
	救 急	270	91:08	24	13	24	18	19	26	24	30	27	30	16	19	
	救 助	30	19:20	3	3	1	1	3	5	5	4	1	3	-	1	
	危険排除	1	0:30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	計	327	130:08	28	16	27	30	24	32	31	36	29	36	18	20	
災害活動以外	消防業務	広 報	1	1:18	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
		調 査	2	1:42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
		訓 練	137	122:39	16	10	9	16	11	10	14	10	15	9	9	8
	航空隊業務	航空調査	1	0:45	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
		操縦訓練	6	9:43	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2	1
		整備確認	22	15:30	4	-	1	1	4	-	-	-	-	3	6	3
	行政業務	1	0:49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
計	170	152:26	20	10	10	18	15	10	15	10	17	14	17	14		

(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

(3) 配置人員

(令和3年10月1日現在 単位：人)

階 級		司令長 (課長職)	司令 (係長職)	司令補	士長	会計年度 任用職員	計
配 置							
消防航空担当課長		1					1
消防航空係			4	6	3	1	14
(内 訳)	運航安全管理者					1	1
	操縦士		2	1	1		4
	整備士		1	3	2		6
	救急救助員	1	1	2			4

(出典：局提供資料)

(4) 運航体制

- ア. 通年日中 (8:45~17:15) ※時間外については参集対応
- イ. 出動体制 (最低人員6名)
 - ・乗組員・・・操縦士2名・整備士1名・救急救助員2名以上
 - ・運航安全管理者・・・1名 ※基地待機

(5) 勤務体制

変則毎日勤務 (4週8休サイクル交替勤務)

(6) 活動実績 (過去5年分)

(単位：件)

種 別		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
災害活動	(内 訳)					
	火災	32	16	28	24	26
	救急	318	297	295	300	270
	救助	35	26	54	40	30
	危険排除	10	8	7	15	1
小 計		395	347	384	379	327
災害活動以外	行政飛行・訓練等	152	210	203	136	170
総 計		547	557	587	515	497

(出典：局提供資料)

2.6 札幌市の消防団

2.6.1 消防団の組織について

(1) 消防団の組織図

行政区を単位として10消防団（10本部、72分団）定員2,150名の団員により組織され、それぞれの地域を活動範囲として組織されている。



(出典：市公式ホームページ、札幌市消防団概要（令和3年4月1日現在）)

(2) 消防団員数

ア. 消防団員配置状況

(令和3年4月1日現在)

区分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
定員(人)	2,150	279	298	299	210	130	210	130	250	200	144
実員(人)	1,697	200	252	241	173	104	135	117	188	187	100
充足率(%)	78.9%	71.7%	84.6%	80.6%	82.4%	80.0%	64.3%	90.0%	75.2%	93.5%	69.4%
女性(内数)	390	41	52	38	39	30	48	30	48	38	26
女性(%)	23.0%	20.5%	20.6%	15.8%	22.5%	28.8%	35.6%	25.6%	25.5%	20.3%	26.0%

(出典：札幌市消防団概要（令和3年4月1日現在）)

イ. 団員の男女比

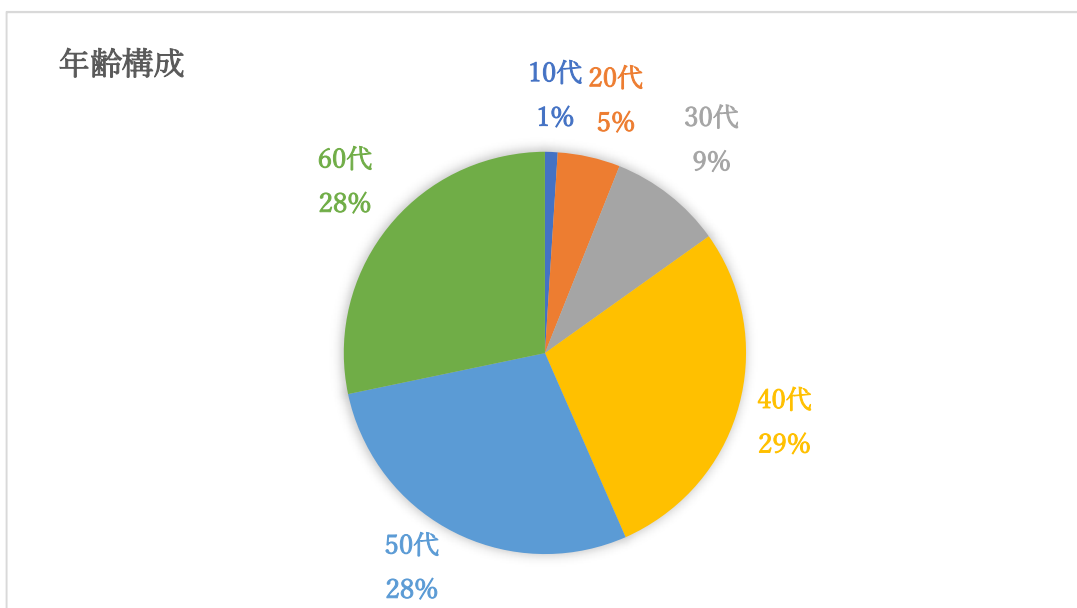
市内の消防団員は、過去5年平均で1,775人。そのうち、男性が78%、女性が22%となっており、女性団員の割合は、政令指定都市の中でも2番目に多い。



(出典：市公式ホームページ)

ウ. 年齢構成

年齢別では、40代、50代、60代の団員が、それぞれ全体の約30%近くを占めている。一方、30代以下の団員は、全体の15%と少なく、若い団員を必要としている。



(出典：市公式ホームページ)

エ. 年齢別消防団員数

(令和3年4月1日現在 (単位:人))

区分	総数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総数	1,697	10	20	82	87	235	346	917
20歳未満	16							16
20歳～24歳	49						1	48
25歳～29歳	30							30
30歳～34歳	40					1		39
35歳～39歳	107					2	14	91
40歳～44歳	175			1	2	9	23	140
45歳～49歳	307			3	6	25	63	210
50歳～54歳	254			5	5	35	79	130
55歳～59歳	248		3	12	19	57	52	105
60歳～64歳	190		4	16	17	45	56	52
65歳以上	281	10	13	45	38	61	58	56

(出典:札幌市消防団概要 (令和3年4月1日現在))

オ. 消防団員充足状況及び平均年齢の推移

(各年4月1日時点)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
実員(人)	1,820	1,820	1,856	1,807	1,696	1,697
充足率(%)	84.7	84.7	86.3	84.0	78.9	78.9
平均年齢(歳)	50.6	50.8	49.9	50.3	50.9	51.8
(男性)	50.7	50.8	49.9	50.4	51.0	51.8
(女性)	50.3	50.7	49.9	49.6	50.7	52.0

※全国の平均年齢(令和2年4月1日時点):41.9歳

(出典:札幌市消防団概要 (令和3年4月1日現在))

カ. 就業分類別消防団員数

(令和3年4月1日現在)

項目	人数	割合
団員数	1,697人	—
有職者数	1,454人	85.7%
被雇用者数	1,027人	60.5%
自営業者数	427人	25.2%
無職数(主婦・学生含む)	243人	14.3%

※全国の被雇用者の割合(令和2年4月1日): 73.9%

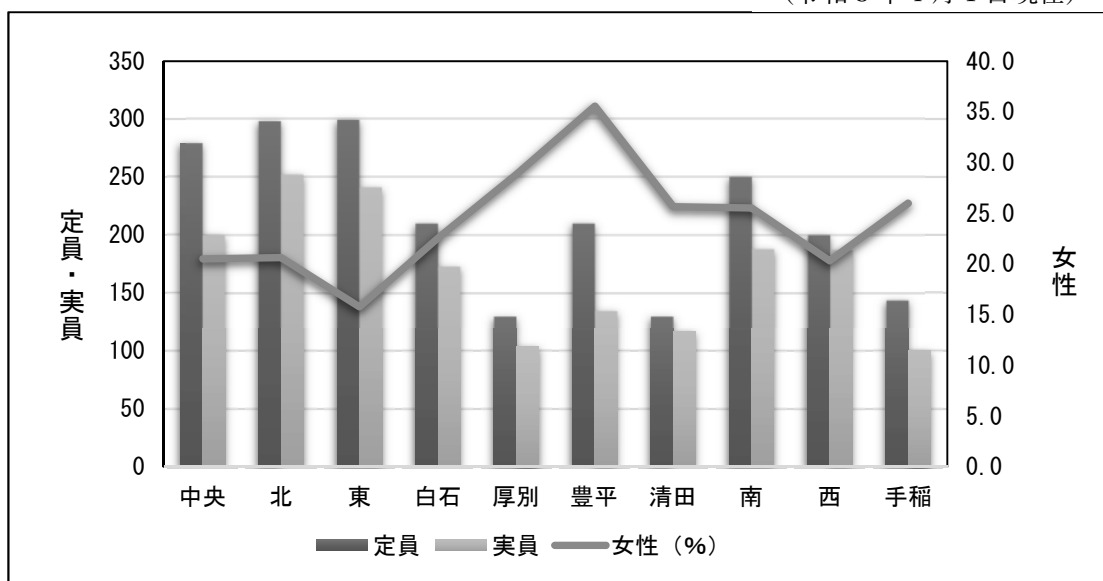
(出典: 札幌市消防団概要(令和3年4月1日現在))

キ. 学生団員数

- ・令和3年4月1日現在、59人(比率: 3.4%)の学生団員が在籍
- ・全国の学生団員(令和2年4月1日): 5,404人(比率: 0.66%)

(3) 消防団員配置状況

(令和3年4月1日現在)



(出典: 札幌市消防団概要(令和3年4月1日現在))

2.6.2 消防団の各種装備

(1) 車両・装備

災害に備え、さまざまな装備や施設がある。



(出典：市公式ホームページ)

◆消防施設・機器配置状況

(令和3年4月1日現在 単位：箇所、台)

区分	器具置場数	軽可搬消防ポンプ台数	車両台数
総数	73	82 (内車両付きポンプ2台)	4
中央	11	14	-
北	15	16	-
東	10	11	1
白石	7	7	-
厚別	4	4	-
豊平	5	6	-
清田	4	5	1
南	8	9	1
西	5	5	-
手稲	4	5	1

(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

(2) 被服

消防団の被服には、制服や活動衣などがあり、活動内容に応じて使い分けている。必要な制服、活動衣などは全て貸与される。

(3) 消防団の活動内容

消防団員は非常勤の地方公務員として、火災をはじめ、風水害など自然災害の有事における災害防除、さらには防火思想の普及を図るために火災予防運動など各種の活動を行っている。

地域密着した消防団員だからこそ、災害現場では消防団員が持っている貴重な情報が活かされる。

ア. 平常時の活動

- ・防災指導
- ・救急指導
- ・予防行事
- ・消火栓除雪

イ. 訓練・研修

- ・訓練・・・あらゆる災害から地域を守るため、訓練を行い、非常時に備えている。

- ・研修・・・消防団として必要な知識や技術を習得することができる。

ウ．災害時の活動

- ・火災・・・防火衣を身にまとい、消防隊とともに消火活動をしたり、混乱している現場の交通整理やホースの整理を行う。
- ・救助・・・山林で遭難した人を救助したり、安全のため、現場付近に関係者以外の人を近づけないように警戒区域を設定したりしている。
- ・水害・・・大雨や洪水により水害が発生すると、住宅地に被害が及ばないように水防活動を行っている。

2.6.3 札幌市消防団ビジョンについて

(1) 消防団の現状と課題

ア．災害活動の経験不足

【現状】

市消防団は、大規模災害時には、常備消防同様、第一戦の部隊として位置付けられている一方で、通常災害では、常備消防の補完的な役割を担っている。

実際の災害現場での消火経験や救助経験が圧倒的に不足しているため、第一戦の部隊として活躍が期待されている大規模災害時での活動の際に、組織的に活動できるかどうか、不安を感じている団員が多い状況にある。

【課題】

通常災害では、団員個々の活動が主であり、組織立った活動ができていない側面がある。また、通常災害時における消防団への依存度が薄いことから、消防職員の団員に対する意識が低い状況にある。

イ．装備・施設の老朽化

【現状】

軽可搬消防ポンプ、消防用ホース及び簡易救助資機材については、1990年代(平成の初め)に整備されたものが多くある。一方、消防団施設である詰所及び機具庫については、1970年代(昭和50年代)に整備されたものが多くある。

【課題】

今後、老朽化の進展とともに修理回数が増大が予想される。今ある資機材を今一度見直し、更新の必要性の有無、仕様の精査などを消防団活動の実態に即した形で柔軟に考えていく必要がある。

ウ. 消防団員の高齢化となり手不足

【現状】

少子高齢化や経済規模の縮小、ライフスタイルの多様化など、様々な要因により、全国的に消防団員数の減少が続いている。市消防団も例外ではなく、平成11年をピークに減少の一途をたどっている。また、令和2年4月現在、平均年齢は51歳と全国平均の41.9歳を大幅に上回っており、高齢化が進んでいる。被雇用者団員(サラリーマン団員)は、年々増加傾向にあり、全団員に占める割合は50%を超えている。

◆実員・充足率・平均年齢の推移

(各年4月1日時点)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
実員(人)	1,820	1,820	1,856	1,807	1,696	1,697
充足率(%)	84.7	84.7	86.3	84.0	78.9	78.9
平均年齢 (歳)	50.6	50.8	49.9	50.3	50.9	51.8
(男性)	50.7	50.8	49.9	50.4	51.0	51.8
(女性)	50.3	50.7	49.9	49.6	50.7	52.0

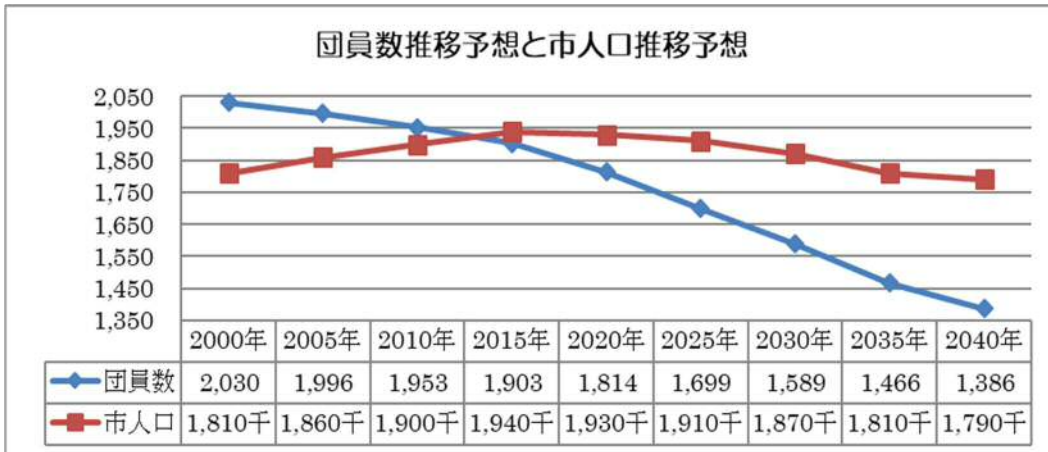
※全国の平均年齢(令和2年4月1日)：41.9歳

(出典：札幌市消防団概要(令和3年4月1日現在))

【課題】

消防団の危機管理組織としての役割を考えたとき、実際の災害現場の対応を行う際には、若い世代の力は必要不可欠であり、また、将来的な消防団組織の維持継続及び更なる発展を考えると、20代～30代を中心とした新入団員の確保が急務である。

◆ 団員数推移予想と市人口推移予想線グラフ

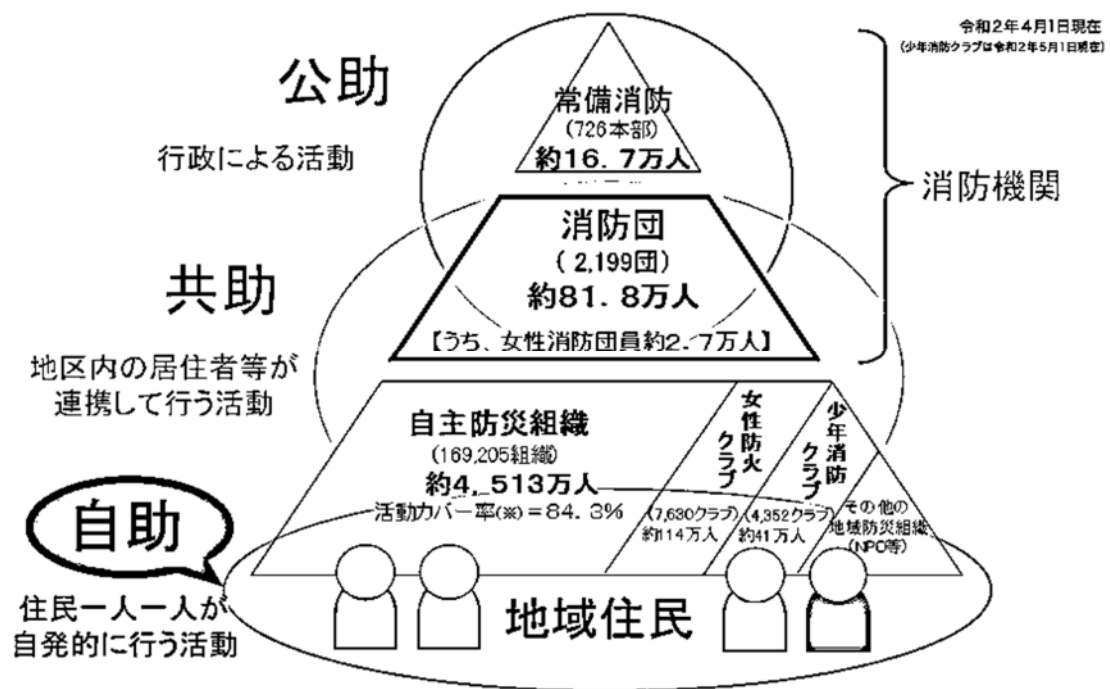


* 団員数の推移予想について 札幌市の人口 10,000 人あたりの団員数は、2000 年が 11.2 人、2005 年が 10.7 人、2010 年が 10.3 人、2015 年で 9.8 人となっており、減少傾向に歯止めがかかっていない。2020 年以降の 団員数は市予想人口及び過去 15 年の人口当たり団員数の平均減少率から算出したもの。

(出典：札幌市消防団ビジョン 2016-2025 (H28-H37 年度)
平成 28 年 11 月 札幌市 10 消防団連合協議会)

2.6.4 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験等を踏まえ、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっている一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっている現状に鑑み、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、平成 25 年、衆議院総務委員長提出により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成 25 年法律第 110 号)が制定され、平成 25 年 12 月 13 日に公布、同日付けで一部規定を除き施行された。



(出典：消防庁ホームページ)

※施行：公布日（平成 25 年 12 月 13 日）。ただし、地区防災計画関係は平成 26 年 4 月 1 日、兼職に関する特例は公布から 6 月を経過した日

第 1 章 総則

- 目的：消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1 条～3 条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務、など（4 条）
- 防災活動への参加に係る住民の努力義務（5 条）
- 地域防災力の充実強化に関する、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の関係者相互の連携協力義務（6 条）

第 2 章 地域防災力の充実強化に関する計画

- 災害対策基本法上の市町村地域防災計画における、地域防災力の充実強化に関する事項についての策定・実施に関する努力義務、災害対策基本法上の地区防災計画を定めた場合の、地域防災力を充実強化するための具体的な事業計画の策定義務など（7 条）

第 3 章 基本的施策

第 1 節 消防団の強化等

- 消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため必要な国及び地方公共団体の措置義務（8 条）
- 消防団の強化に関する具体的措置
 - 消防団への加入の促進のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（9 条）
 - 公務員の消防団員との兼職に関する特例（10 条）
 - 事業者・大学等の協力（11 条・12 条）
 - 消防団員の処遇の改善のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（13 条）
 - 消防団の装備の改善及び消防の相互応援の充実のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（14 条）
 - 消防団の装備の改善に対し必要な国及び都道府県の財政上の措置に関する努力義務（15 条）
 - 消防団員の教育訓練の改善及び標準化等のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（16 条）

第 2 節 地域における防災体制の強化

- 防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等に関する市町村の努力義務（17 条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置に関する市町村の努力義務（18 条）
- 自主防災組織等に対する国及び地方公共団体の援助（19 条・20 条）
- 学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な国及び地方公共団体の措置義務（21 条）

2.7 消防施設数

2.7.1 消防署及び出張所数

◆大都市との比較

都市名	消防署数	出張所数
札幌市	10	41
仙台市	6	20
さいたま市	10	16
千葉市	6	18
東京都区部	58	156
川崎市	8	28
横浜市	18	78
相模原市	4	17
新潟市	8	26
静岡市	9	24
浜松市	7	18
名古屋市	16	49
京都市	11	36
大阪市	25	64
堺市	8	10
神戸市	10	19
岡山市	5	15
広島市	8	32
北九州市	7	19
福岡市	7	23
熊本市	6	17

(出典：「大都市比較統計年表 平成30年版」を基に監査人が作成)

2.7.2 機動設備

(1) 消防施設数 (単位：台・機)

消防施設数
救急車とは、高規格救急車である。

都市	機動設備											消火栓
	消防車							ヘリコプター	その他の車	救急車	消防船艇総数	
	総数 右記以外の消防車含	普通ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	はしご車	屈折はしご車	救助工作車					
札幌市	135	1	57	3	7	4	10	1	38	45	—	17 630
仙台市	176	20	27	6	6	—	10	2	24	38	—	15 457
さいたま市	134	14	37	4	7	3	12	—	27	38	—	12 195
千葉市	126	26	25	5	7	1	5	2	37	38	1	12 893
東京都区部	1 062	287	206	31	60	3	23	7	134	257	10	89 116
川崎市	121	41	11	5	8	—	9	2	41	37	16	23 795
横浜市	285	19	109	16	21	—	30	2	146	100	3	56 206
相模原市	73	14	10	3	4	1	5	—	53	25	—	7 800
新潟市	111	27	20	7	6	1	9	—	35	32	1	16 385
静岡市	133	11	30	10	5	1	9	1	20	34	—	12 181
浜松市	78	17	21	3	4	3	10	1	33	30	—	13 119
名古屋	219	—	106	4	22	—	20	2	115	59	58	42 089
京都市	200	41	31	4	11	5	10	2	42	48	—	25 665
大阪市	330	2	150	5	26	—	13	2	52	80	4	31 750
堺市	116	23	26	—	5	1	4	—	56	29	1	18 582
神戸市	133	45	6	14	12	—	6	2	63	41	2	29 699
岡山市	77	24	6	1	3	1	5	1	11	26	—	15 021
広島市	149	42	38	1	13	—	9	1	40	50	2	27 239
北九州市	122	25	21	5	8	1	7	1	52	26	1	22 748
福岡市	119	2	33	1	7	—	10	2	73	37	1	20 235
熊本市	92	15	11	1	5	—	6	—	17	30	—	18 194

(出典：大都市比較統計年表 令和元年版)

◆屈折車



◆救助車



◆大型水槽車



◆はしご車



(2) 消防指令管制センター

消防指令管制センターでは、指令管制員と呼ばれる消防職員が24時間、市内で通報された全ての火災・救急・救助の119番通報を受付ける。その通報により出動指令を行うと同時に、無線等で災害現場や救急現場に向かう消防車や救急車、ヘリコプターなどへ必要な情報を送る。

【特徴】

阪神淡路大震災を教訓に、大規模災害時にも対応できる指令システムとなっている。回線や装置などが二重化され、24回線ある119番回線で通報受付を行う。

消防署・出張所からの距離や車両のGPS位置の情報を基に、災害現場までの到着時間が最も早く、かつ災害の内容に応じた最適な車両を編成する。

FAXやメール119番通報システムからの通報も、センター内で受信することが可能である。

2.7.3 教育・研修施設

(1) 消防学校

札幌市消防学校は、複雑多様化する災害に対応できる職員の育成を行う、複合型研修・訓練・研究施設として平成11年11月9日に開校した。



◆沿革

昭和52年12月	消防訓練塔を建設し、消防訓練所を開所。
昭和60年7月	警防部消防訓練所（係に準ずる）を新設し、屋内訓練所において、職員の教育訓練業務を開始。
平成5年4月	消防科学研究所・救急救命士養成所を建設し、所管課として管理部に研究開発課を新設（研修係及び消防科学研究所）。消防科学の研究業務と救急救命士の養成を開始。
平成6年4月	消防訓練所を廃止し、訓練業務を研究開発課研修係に移管。
平成11年4月	研究開発課を教務課に、研修係を教育係に改め、新たに校務係を新設。
平成11年11月	札幌市消防学校を開校。

平成 20 年 3 月	校舎南側に北鐘寮南棟を新設
平成 23 年 7 月	倒壊建物訓練施設を新設
平成 25 年 8 月	大規模災害用緊急給油施設を新設
令和 2 年 11 月	実火災訓練装置を設置

ア. 学校施設

新たに採用された職員は、この学校で、消防職員に必要な知識と技術を学ぶとともに、訓練の積み重ねにより強い精神力や体力を身に付け、併せて社会人としての心豊かな人格を培う。



イ. 校舎・北鐘寮

校舎には、普通教室のほか、理化学実験室、音楽隊訓練室、パソコン教室、車両実習室等を設けている。また、初任教育研修生などが宿泊する北鐘寮は、定員 76 名の寮室と生活環境を重視した施設・設備を設けている。



(2) 救急救命士養成所

救急患者の救命率向上を目的として、プレホスピタルケア（病院前救護）の充実を目指し、命の尊さ、傷病者・家族への思いやりを持った、救急救命士を養成している。



(3) 消防科学研究所

札幌市消防局消防科学研究所は、市の地域特性である積雪寒冷の気候風土の中で、市民の安全な暮らしを守るとともに、消防活動の安全性・効率性の向上を図るため、研究や試験を行い、消防の科学化、近代化を推進している。



(4) 訓練施設

市民の安全な暮らしを守るため、火災はもとよりガス災害・交通事故・水難事故における活動技術や地震・風水害など、あらゆる災害現場に対応できる専門的知識・技術の向上を図っている。



ア. 屋内訓練場

ロープ登はん、ロープ渡過等の基礎的な訓練やトレーニング機器を使用しての体力錬成を行う施設。



イ. 消防訓練塔

高さ 34 メートルで地上 10 階、地下 1 階の階層を持ち、基本的な消火・救助訓練から高度な技術を要する高所訓練まで対応できる施設。また、地下には、人命検索訓練室を備えている。



ウ. 消防補助訓練塔

鉄骨造 5 階建ての訓練塔の 1・2 階部分が専用住宅や共同住宅を模しており、内部の移動式パーティションにより、多様な室内アレンジができる施設。



エ. 救助訓練塔

各種災害現場における人命救助技術の向上を目的とした施設。



オ. 水難救助訓練場

水難事故に的確に対応するため、泳力、潜水技術及び水難救助技術の修得を目的とした施設。



カ. 実火災訓練装置（ホットトレーニング）

内部の燃焼室で部材（木材パレット等）を燃やし、炎と熱を発生させることにより、実際の火災と同様の熱環境、濃煙、中性帯等の燃焼状況及び熱環境を体験できる装置。



2.7.4 その他施設

札幌市民防災センター

札幌市民防災センターは、地震体験コーナーや消火体験コーナーなどを備えた施設である。各種災害の模擬体験を通じて、防火・防災に関する知識や災害時の行動を学ぶことができる。平成15年3月14日にオープンし、平成25年3月11日に暴風体験コーナーなど最新の技術を駆使したコーナーを新設し、リニューアルオープンした。なお、来館者数の推移は以下のとおりである。令和2年度は、新型コロナウイルスによる影響で、来館者の制限等をしたため激減している。

(単位:人)

	個人			団体	合計
	小学生以下	中学生以上	合計	団体人数	
平成26年度	19,078	22,444	41,522	28,437	69,959
平成27年度	18,547	22,824	41,371	25,618	66,989
平成28年度	19,045	23,106	42,151	27,852	70,003
平成29年度	17,235	20,973	38,208	27,844	66,052
平成30年度	19,068	22,935	42,003	25,796	67,799
令和元年度	15,157	18,730	33,887	26,313	60,200
令和2年度	4,042	5,510	9,552	0	9,552

(出典：市消防局発行2021消防年報)

2.8 消防音楽隊

札幌市消防音楽隊は、市民と消防を結ぶ「音の架け橋」として昭和43年6月に発隊し、令和3年4月1日現在、隊長1名、楽長(会計年度任用職員)1名、奏楽隊員26名の計28名編成で活動している。

令和2年中の行事回数は6回で、消防出初式や119ニューイヤーコンサートをはじめとする各種公共的なイベント等に出演し、市消防のPR及び防火・防災思想の普及啓発活動を行っている。(出典：市消防局発行2021消防年報)

(1) 音楽隊活動状況

(令和2年中 単位：回)

区 分	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総 数	39	13	4	-	-	-	-	2	6	8	5	1	-
行 事 (※)	6	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防局で行う儀式及び諸行事	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防団で行う諸行事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本市主催の儀式及び諸行事	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防関係団体等の諸行事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他公共的な諸行事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他奏楽が必要な場合	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
定期訓練・特別訓練	33	8	3	-	-	-	-	2	6	8	5	1	-

(注) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月以降行事派遣実績なし。

(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

(2) 音楽隊員数の推移

(各年4月1日時点 単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
隊長	1	1	1	1	1
楽長	1	1	1	1	1
奏楽隊員	32	30	30	30	26
計	34	32	32	32	28

(出典：札幌市消防局発行消防年報)

(3) 音楽隊員配置状況

(令和3年4月1日現在 単位：人)

区 分	総 数	消防司令		消防司令補		消防士長		消防副士長		消 防 士		団 員	会計年度 任用職員
		日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤		
総 数	28 (2)	3	1	2	3	-	13	-	-	1 (1)	4 (1)	-	1
消 防 局	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
中央消防署	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-
北消防署	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
東消防署	5 (1)	1	1	-	1	-	-	-	-	1 (1)	1	-	-
白石消防署	2 (1)	-	-	-	-	-	1 (1)	-	-	-	1	-	-
厚別消防署	3	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-
豊平消防署	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
清田消防署	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
南消防署	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
西消防署	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
手稲消防署	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-

(注) () は女子隊員を表す

(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

2.9 防火団体

(1) 防火委員会

地域住民の自主的な災害予防活動の実施と防火防災思想の普及啓発を目的に、昭和49年に設立された。

令和4年1月1日現在、1連合会、10区防火委員会、1,954名の委員の方々が各地域において活動している。

(2) 札幌危険物安全協会

ガソリンスタンドやタンクローリーをはじめとする、危険物施設における消防法令の遵守と保安の確保を図るとともに、積極的に危険物に関する知識の普及啓発及び地域社会への貢献を行うことを目的に、平成28年4月に設立された。

(3) 札幌防火管理者協会

各事業所における防火管理体制の推進を図るため、消防法令を遵守し防火管理に関する知識及び技術の向上に努めるとともに、積極的に防火防災思想の普及啓発及び地域社会への貢献を行うことを目的に、平成28年5月に設立された。

(4) 札幌石油燃焼器具整備業協議会

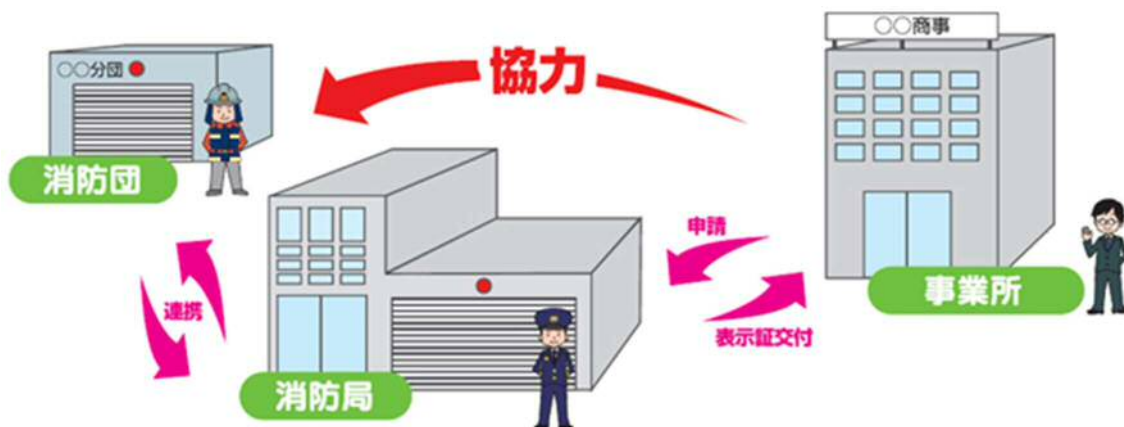
石油燃焼器具の点検整備等の技術向上、石油燃焼器具に起因する災害の予防、市民の安全を確保するための防火思想の普及啓発等を目的に、昭和 49 年に設立された。(出典：市公式ホームページ)

2.10 協力事業所表示制度

2.10.1 消防団協力事業所制度の概要

消防団協力事業所表示制度とは、消防団と事業所の協力体制を促進するため、消防団に協力している事業所に対し、社会貢献の証として表示証を交付する制度である。表示証を受けられるのは、札幌市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、次のいずれかに該当する事業所となる。

- ・従業員が消防団員として3人以上入団している。
- ・就業時間中における消防団活動に積極的に配慮している。
- ・災害活動時等における資機材の提供、訓練場所又は施設用地の提供等、消防団活動を支援している。



(出典：市公式ホームページ)

2.11 幼年、少年消防クラブ

2.11.1 活動について

幼少年期から防火・防災に係る知識、技術を習得し、災害時において最低限必要な生命・身体保護の方法の習得を図ることを目的として活動している。

火災は、どのように起きるのかを学んだり、規律訓練や放水訓練、救助体験などの各種訓練を行ったり、消防署や消防車両の見学を通じて消防の仕事を学ぶほか、野外研修、防火パトロール、ボランティア活動など、地域に密着したさまざまな活動をしている。

(1) 幼年消防クラブ

幼稚園や保育園単位でクラブを組織し、令和4年1月1日現在、市内には46クラブ、約3,500人のクラブ員が活動している。

◆幼年消防クラブの活動

【防火パレード】



【防火豆まき】



【放水体験】



【火災予防街頭啓発】



(2) 少年消防クラブ

町内会を母体として組織し、令和4年1月1日現在、市内に45クラブ、約610人の小学生・中学生・高校生クラブ員が活動している。

◆少年消防クラブの活動

【消火体験】



【ロープ結索訓練】



【防火パトロール】



【呼吸器装着体験】



【ボランティア活動】



【サバイバル体験】



【ロープ渡過体験】



【ロープ降下体験】



(出典：市公式ホームページ)

(3) 少年消防クラブハンドブック

平成 28 年度、少年消防クラブの指導者がクラブ員への指導に活用するため、ポケットサイズのハンドブックを作成した。規律訓練、ロープの結び方、救命処置方法の他、火災予防や自然災害から身を守る方法等について、写真とイラストでわかりやすく掲載されている。

(出典：市公式ホームページ)

2.12 応援協定について（広域化）

2.12.1 応援協定の概要

市では、消防組織法第 39 条の規定に基づき道内 58 の消防本部（令和 3 年 4 月 1 日現在）と北海道広域消防相互応援協定を締結し、万全な体制を確保しているところである。

さらに、本協定に基づき、市境界付近や高速道路での災害に対処するため、市が道路網の状況等により直接的に関係する 5 消防本部（北広島市、石狩北部地区消防事務組合、江別市、小樽市及び羊蹄山ろく消防組合）と地域の実情に応じた事項について申合せ等を取り交わし、当該地域に対する初動体制を確保している。

◆ 応援協定に基づく出動状況（令和2年中）

（単位：件）

消防本部		区分	火災		救急		救助		その他	
総数		応援	3	(3)	64	(7)	8	(5)	8	-
		被応援	1	-	8	-	1	-	2	-
隣接市町村等	北広島市	応援	1	(1)	2	-	1	-	2	-
		被応援	-	-	-	-	-	-	1	-
	石狩北部地区(組)	応援	-	-	4	-	3	(2)	1	-
		被応援	-	-	1	-	1	-	-	-
	江別市	応援	-	-	8	-	-	-	1	-
		被応援	1	-	2	-	-	-	-	-
	小樽市	応援	-	-	2	-	-	-	2	-
		被応援	-	-	1	-	-	-	1	-
	羊蹄山ろく(組)	応援	1	(1)	1	(1)	-	-	-	-
		被応援	-	-	-	-	-	-	-	-
	恵庭市	応援	-	-	-	-	-	-	-	-
		被応援	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		応援	1	(1)	47	(6)	4	(3)	2	-
		被応援	-	-	4	-	-	-	-	-

※各枠内左記件数は、陸上応援及び航空応援の総数を示す。
 ※ () 内は、総件数のうち航空応援の件数を示す。

（出典：市消防局発行 2021 消防年報）

2.13 札幌市消防局運営方針

2.13.1 運営方針の概要

市は、政令指定都市の中で3番目に大きい、約25,000haの市街化区域面積を有している。市を取り巻く社会経済情勢は、超高齢社会・人口減少社会の到来、経済規模の縮小・税収の減少、東日本大震災の発生など、これまでに経験したことがない大きな転換期を迎えようとしている。こうした中、平成25年（2013年）、市の新たなまちづくりの基本的指針となる「札幌市まちづくり戦略ビジョン（以下「戦略ビジョン」という。）」が策定された。消防局では、平成21年度から概ね10年間を期間とし、取り組むべき諸課題や具体的施策を掲げた「札幌市消防局運営方針（以下「運営方針」という。）を策定したが、市を取り巻く環境の変化や戦略ビジョンの策定を踏まえ、平成25年3月に運営方針の改定を行った。改定された運営方針は、戦略ビジョンの理念を踏まえるとともに、10年後の市を見据え、局が中長期的に取り組むべき方向性や目指すべき将来像などのビジョンを示した内容となっている。（出典：平成31年度札幌市消防局運営方針、札幌市消防局運営方針平成21年2月策定平成25年3月改訂）

2.13.2 札幌市を取り巻く将来の消防・救急の状況

(1) 人口減少・超高齢社会の到来

市の人口は、道内からの転入で増加が続いたことにより、約 197 万人に達しているが、ここ数年のうちに人口減少局面に転じ、2040 年には 183 万人になることが予想されている。また、65 歳以上の高齢者人口は増加の一途をたどり、2040 年代には総人口の約 4 割に達し、高齢者の単身世帯が増加していくことが見込まれている。

(2) 災害の多様化

様々な自然的・人為的要因によって災害が多様化し、消防活動が難しくなる傾向の中対応できる消防体制を構築していく必要がある。

(3) 救急需要の増加と救急の高度化

救急件数は、増加の一途をたどっており、質・量の両面から救急需要はさらに増大していく可能性がある。

(4) 大規模災害に向けて

2018 年に発生した北海道胆振東部地震など大規模災害に対応できる消防体制の構築や、さらなる自主防災の取組推進、子ども達などの新たな防災の担い手を育成していく必要がある。

(5) 限られた経営資源のより一層の有効活用

財政状況がますます厳しくなる中、コスト意識とスクラップ&ビルドを踏まえ、より一層効率的な業務体制への見直しが必要となってくる。

(札幌市消防局運営方針をもとに監査人が作成)

2.14 財務の状況

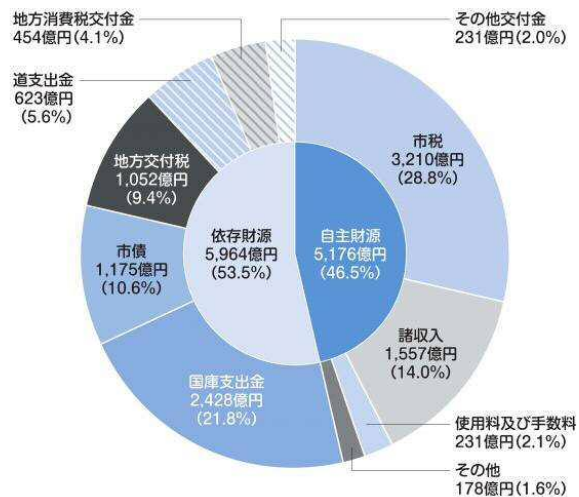
2.14.1 消防事業の歳入・歳出予算

(1) 市の歳入・歳出

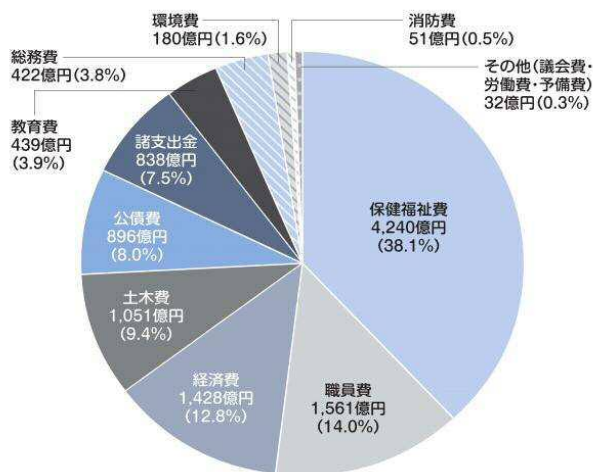
令和3年度の市の予算総額は、1兆7,566億円（前年度比5.1%増）で、このうち一般会計が1兆1,140億円（前年度比8.2%増）、特別会計が3,749億円（前年度比1.0%増）、企業会計が2,677億円（前年度比0.9%減）となっている。

ア. 一般会計予算

(ア) 歳入1兆1,140億円



(イ) 歳出1兆1,140億円



(出典：市公式ホームページ)

(2) 消防事業の歳出予算額の推移

市の消防関係予算（歳出）の推移は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
歳出総合計	996,500	1,011,600	1,019,300	1,029,500	1,114,000
歳出 消防関係費	18,183	18,891	18,344	17,772	18,118
全体比	1.82%	1.87%	1.80%	1.73%	1.63%
前年比(増減)	-	0.04%	-0.07%	-0.07%	-0.10%

(出典：市各会計予算を基に監査人が作成)

(注) 文中およびグラフ中の数値は、原則として各計数ごとに四捨五入をして計算。したがって、文中およびグラフ中の数値とその内訳の合計値とは一致しない場合がある。

2.14.2 消防予算

令和3年度の消防関係予算（歳出）の総額は18,118,121千円で、前年度と比較して2.0%の増、一般会計予算に対する割合は1.6%となっている。

主な事業として、札幌圏共同消防通信指令システム更新整備費、消防救急デジタル無線システムのネットワーク機器更新費、消防出張所改築費、消防車両整備費、震災対策用消防水利整備促進費、高齢者世帯自動消火装置設置補助金、救急安心都市さっぽろ推進費、消防団による地域防災指導の充実強化費等が盛り込まれている。(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

(1) 予算の概要 (歳出)

(単位：千円・%)

区分	令和3年度	令和2年度	増(△減)	増(△減)率
消防費	5,149,637	4,991,022	158,615	3.2
常備消防費	3,441,306	3,555,685	△114,379	△3.2
消防業務総括費	2,977,709	3,034,437	△56,728	△1.9
常備消防活動費	463,597	521,248	△57,651	△11.1
非常備消防費	368,131	333,037	35,094	10.5
消防団運営費	368,131	333,037	35,094	10.5
消防施設整備費	1,340,200	1,102,300	237,900	21.6
消防施設整備関係費	681,000	481,000	200,000	41.6
消防車両整備費	603,000	510,000	93,000	18.2
消防防災対策費	56,200	111,300	△55,100	△49.5
職員費				
消防関係職員費	12,968,484	12,780,544	187,940	1.47
計	18,118,121	17,771,566	346,555	2.0

(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

(2) 消防関係予算内訳 (令和3年度)

(単位：百万円・%)

予算額			消防費					
一般会計	消防関係予算	比率	常備消防費	比率	非常備消防費	比率	施設整備費	比率
A	B	B/A	C	C/B	D	D/B	E	E/B
1,114,000	18,118	1.6	16,410	90.6	368	2.0	1,340	7.4
	(12,968)		(12,968)					

(注) () は、消防関係職員費で内数

(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

(3) 消防費財源内訳 (令和3年度)

(単位：千円)

特定財源	1,329,775	一般財源	3,819,862
分担金及び負担金	105,914		
使用料及び手数料	27,191		
国庫支出金	21,000		
道支出金	29,142		
財産収入	7,798		
諸収入	123,730		
市債	1,015,000		

(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

(4) 年度別一般会計と消防関係費との比較 (過去5年間)

(単位：百万円、%)

年度	予算額					決算額				
	一般会計	対前年度 増減率	消防 関係費	対前年度 増減率	比率	一般会計	対前年度 増減率	消防 関係費	対前年度 増減率	比率
	A		B		B/A	C		D		D/C
平成 29	996,500	6.4	18,183	△13.1	1.8	969,309	6.1	17,670	△13.9	1.8
平成 30	1,011,600	1.5	18,891	3.9	1.9	981,070	1.2	18,522	4.8	1.9
令和元	1,019,300	0.8	18,344	△2.9	1.8	992,272	1.1	17,360	△6.3	1.7
令和 2	1,029,500	1.0	17,772	△3.1	1.7			-		
令和 3	1,114,000	8.2	18,118	1.9	1.6	-		-		

(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

(5) 消防関係費と人口等との比較 (過去5年間)

(人口：各年4月1日現在) (単位：円)

年度	予算額		決算額	
	人口1人当たり	1世帯当たり	人口1人当たり	1世帯当たり
平成 29	9,342	17,479	9,078	16,986
平成 30	9,688	17,987	9,499	17,635
令和元	9,388	17,283	8,885	16,356
令和 2	9,074	16,582	-	-
令和 3	9,240	16,741	-	-

(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

2.14.3 消防に係る関係職員費及び消防費の推移

(1) 各会計期間決算説明書(単位:千円)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
総合計	16,761,610	17,359,633	18,522,243	17,670,330	20,526,757
(関係職員人員数)	(1,805人)	(1,781人)	(1,805人)	(1,816人)	(1,817人)
関係職員費	12,124,018	12,418,864	12,607,740	12,748,533	12,787,973
消防費	4,637,592	4,940,769	5,914,503	4,921,797	7,738,784
(関係職員人員数)	(1,804人)	(1,779人)	(1,801人)	(1,814人)	(1,823人)
消防業務総括費	2,887,137	3,074,353	2,936,364	3,007,184	3,191,561
消防業務管理費	361,892	521,029	526,751	546,001	563,675
消防施設維持管理費	1,215,638	1,070,000	1,002,726	1,036,054	1,239,441
消防活動管理費	1,309,606	1,483,324	1,406,887	1,425,129	1,388,445
常備消防活動費	501,972	166,901	233,632	276,841	196,595
消防活動費	108,649	77,336	66,999	79,596	75,525
救急活動費	89,636	43,077	35,902	48,437	49,306
航空活動費	264,790	34,379	115,527	138,833	60,727
火災予防推進費	38,897	12,109	15,204	9,975	11,038
北海道胆振東部地震等対策費			89,175		
北海道胆振東部地震等被災者支援費			89,175		
計:常備消防費	3,389,109	3,241,254	3,259,171	3,284,025	3,388,156
消防団運営費	241,330	323,169	314,146	330,130	306,996
消防団管理費	187,976	280,775	282,284	291,855	274,168
消防団活動費	53,354	42,394	31,862	38,275	32,827
北海道胆振東部地震等対策費			7,623		
北海道胆振東部地震等被災者支援費			7,623		
計:非常備消防費	241,330	323,169	321,769	330,130	306,996
(関係職員人員数)	(1人)	(2人)	(4人)	(2人)	(4人)
消防施設整備関係費	417,685	718,503	1,484,480	637,112	3,238,404
消防施設整備費	417,685	646,799	1,429,965	581,622	1,162,411
消防設備整備費		71,704	54,515	55,490	2,075,993
消防車両整備費	500,228	590,783	685,329	627,066	620,848
消防防災対策費	89,240	67,061	163,754	43,464	184,380
消防震災対策費	49,609	32,341	17,848	30,983	68,996
防災対策推進費					2,500
防火防災推進費	5,754	10,656	3,786	1,675	1,693
救急安心都市さっぽろ推進費	33,578		50,291	5,556	9,531
震災時消防体制強化費	299	24,065	4,998	5,251	59,388
救急救助業務推進費			86,831		42,273
計:消防施設整備費	1,007,153	1,376,346	2,333,563	1,307,642	4,043,632

(出典:各会計決算説明書を基に監査人が作成)

ア. 平成30年度の北海道胆振東部地震等対策費89百万円は北海道胆振東部地震に伴う支出額である。平成30年度の89百万円については、事業内容の見直し等を行い、必要となる財源を確保して対応している。

イ. 令和2年度の常備消防費消防業務管理費は令和元年度までは消防業務管理費(一般管理費)に計上していた委託費を令和2年度から細分化して別の事業に予算計上したことにより例年より減少している。

ウ. 令和2年度の常備消防費消防施設維持管理費が前述の一括業務委託に含まれる「札幌市民防災センター展示施設運營業務」や消防局庁舎内アスベスト除去費、

労働安全衛生法施行令改正による墜落防止器具の購入費等による増額により 1,215 百万円と例年より 1.3 億円程度多くなっている。

エ. 令和 2 年度の常備消防費消防活動管理費が新型コロナウイルス感染症に伴う出勤や訓練に係る時間外勤務手当の減により 1,309 百万円と例年より 0.9 億円程度少なくなっている。

オ. 令和 2 年度の常備消防費航空活動費が 264 百万円と例年より多くなっている。航空活動費には市が保有する消防ヘリコプターの毎年度の耐空検査費用、整備費用が含まれており、年度ごとに飛行時間や経過年数によって点検・整備箇所が異なる。令和 2 年度はヘリコプターの 4 年次点検という大規模な検査・整備が必要となる年度であったことから、事業費が増加している。

カ. 令和 2 年度の消防団運営費 241 百万円は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している消防団の訓練大会が中止になったことに加え、集合研修や定期訓練の自粛による活動縮小が消防団員の出勤報酬に影響し、事業費の減額につながった。

キ. 令和 2 年度の消防施設整備関係費、消防車両整備費は車両の耐用年数等を勘案して、車両の更新計画を作成しており、計画に沿った更新を行っているが、車両の単価、更新台数などの違いにより、年度ごとの決算額に差が生じている。

ク. 平成 28 年度の消防震災対策費 68 百万円はアクションプラン事業「震災対策用消防水利整備促進事業」において、耐震性貯水槽の整備にあたり、工事場所の地下水位が高かったことによる工法変更に伴う補正予算計上、契約差金（※）による減となっている。

（当初予算 52 百万円→補正予算後予算現額 85 百万円→決算額 68 百万円）

※契約差金：契約を締結した結果（入札を実施した結果）、生じる差金（予算額－契約額）のことである。

ケ. 平成 28 年度の震災時消防体制強化費 59 百万円はアクションプラン事業「消防団と市民でつくる災害安心都市さっぽろ事業費」において、消防団の双方向伝達網の構築、初期消火資機材の増強に伴う経費を計上した。

（防火衣購入 19,976 千円、小型ポンプ購入 24,173 千円、団本部アンテナ設置工事 10,059 千円、訓練報酬 5,180 千円）

コ. 令和2年度の不用額 355 百万円については非常備消防費の減が主な原因であったが、消防施設整備費に係る工事費等の契約差金も大きな原因の一つとなった。

(2) 歳入歳出決算事項別明細について

(単位：千円)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
消防費	4,637,592	4,940,769	5,914,503	4,921,797	7,738,784
常備消防費	3,389,109	3,241,254	3,259,171	3,284,025	3,388,156
報酬	20,413	18,921	19,004	19,202	19,030
給料	2,834				
職員手当等	1,358,282	1,525,660	1,522,115	1,463,482	1,435,956
共済費	2,063	1,848	1,822	1,673	1,754
賃金		3,822	3,817	3,917	4,330
報償費	4,198	4,670	4,643	4,937	7,017
旅費	5,077	11,205	9,567	10,460	9,423
需用費	591,136	581,330	574,905	570,642	558,249
役務費	104,723	83,731	78,350	93,387	98,149
委託料	654,623	535,550	627,403	636,806	520,832
使用料及び賃借料	275,946	167,994	158,756	169,610	201,707
工事請負費	8,692				19,931
公有財産購入費	388				
備品購入費	145,797	83,086	37,429	88,857	270,478
負担金補助及び交付金	214,824	222,869	220,847	219,464	239,289
補償補填及び賠償費	113	569	515	1,588	2,012
非常備消防費	241,330	323,169	321,769	330,130	306,996
報酬	104,074	161,051	179,710	176,645	181,140
職員手当等		52,198	56		
共済費	52,198	327	52,198	52,198	52,203
災害補償費			40	153	39
報償費	17,640	58,035	45,075	48,893	30,742
旅費		1	1		1
需用費	14,056	16,778	16,320	17,730	13,372
役務費	1,947			151	54
委託料	3,551	1,872	2,326	2,605	2,713
使用料及び賃借料	1,098	559	850	850	850
工事請負費			3,456	3,769	4,117
備品購入費	24,702	10,528		5,211	
負担金補助及び交付金	22,063	21,819	21,737	21,925	21,764
消防施設整備関係費	1,007,153	1,376,346	2,333,563	1,307,642	4,043,632
報酬		5,124	5,096	5,361	5,343
職員手当等	1,366	1,254	1,900	3,213	1,834
報償費				78	
旅費	83	2,575	688	2,137	7,045
需用費	1,491	6,536	6,863	8,002	7,505
役務費	1,856	5,159	5,205	3,230	2,401
委託料	78,501	158,396	229,425	408,856	225,416
使用料及び賃借料		165	9,694	2,388	274
工事請負費	336,723	569,757	1,298,204	292,244	906,181
公有財産購入費		14,810	56,700	5,956	2,154,666
備品購入費	582,870	603,273	718,189	576,175	730,469
負担金補助及び交付金	4,263	9,298	1,600		2,500

(出典：札幌市歳入歳出事項別明細書を基に監査人が作成)

- ア. 令和2年度に臨時職員から会計年度任用職員へと制度移行したことにより常備消防費の給料2,834千円が計上されている。
- イ. 令和2年度の常備消防費の職員手当等1,358百万円は新型コロナウイルス感染症に伴う出動や訓練に係る時間外勤務手当の減により例年より少なくなっている。
- ウ. 令和2年度の常備消防費の委託料が654百万円と例年より多くなっている。なお、令和元年度における消防ヘリコプター水没により、予定されていた耐空検査の費用が不用額となっている。
- エ. 令和2年度の非常備消防費の報酬104百万円は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している消防団の訓練大会が中止になったことに加え、集合研修や定期訓練の自粛による活動縮小が消防団員の出動報酬に影響し、事業費の減額につながった。
- オ. 令和2年度の消防施設整備関係費の委託料は例年より減少している。令和元年度に消防ヘリコプター更新整備費が65百万円あったものが、令和2年度はそれが皆減していることが主な要因である。
- カ. 令和2年度の消防施設整備関係費の工事請負費は336百万円と例年より減少している。主な事業として、令和元年度は旧南消防署の解体工事費が56百万円、北郷出張所の新築工事が487百万円であったが、令和2年度は定山溪出張所の改築工事費が111百万円、北郷出張所の解体工事費が30百万円、消防施設庁舎監視システム更新整備費が148百万円であり、事業内容と工事内容の違いにより減少している。
- キ. 令和2年度の消防施設整備関係費の公有財産購入費は消防出張所機能強化費における用地取得がないことによる減少である。H28年度は真駒内地区防災拠点施設強化事業費として271,880千円の用地取得費、消防ヘリコプター更新事業費として更新ヘリコプター購入費1,882,786千円などで2,154百万円となっている。

2.15 札幌市強靱化計画

2.15.1 札幌市強靱化計画 2019 年度～2023 年度について

(1) 計画の概要

札幌市強靱化計画は、国土強靱化基本法（平成25年12月制定）に基づき、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的・計画的に実施し、市民や市を訪れる人の生命と財産を保護し、経済社会活動を安全に営むことができる強靱な地域づくりを推進するための計画であり、2018年9月に発生した北海道胆振東部地震の教訓等を踏まえ、平成28年（2016年）1月に策定した計画を改定している。この中で、消防局も各施策プログラムの中で推進事業を計画している。

施策プログラム	推進事業	事業概要	計画事業費 (百万円)
火災や家具転倒への対策	高齢者世帯自動消火装置設置補助金事業	高齢者世帯に多いこんろやストーブを原因とした火災に対応するため、熱や煙を感知して、自動で初期消火を行う自動消火装置の設置費用を補助します。	56
	震災対策用消防水利整備促進事業	地震等により消火栓等の水利が確保できない場合に備え、火災発生時に迅速に消火活動が行えるよう、早期に耐震性貯水槽を整備します。	127
関係機関の情報共有化	多重無線システムのネットワーク機器更新事業	災害時等に使用する各種無線等を安定的に運用するため、多重無線システムのネットワーク機器の経年劣化に伴う修繕及び更新を行います。	49
	札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業	札幌圏の6消防本部が共同で、消防指令システム・消防救急デジタル無線を更新整備します。	3,089
	ヘリコプターテレビ電送システム更新事業	消防活動や大規模災害時に、災害の全体像を迅速に把握するために配備されているヘリコプターテレビ電送システムについて、災害対応体制の更なる充実に向けて更新整備します。	335
	消防救急デジタル無線システムのネットワーク機器更新事業	災害時等においても安定的に緊急要請に対応できるように無線システムの各種装置について、老朽化に伴う機器の更新を行います。	56
防災訓練等による救助・救急体制の強化	消防訓練装置整備事業	超高齢社会に伴い増加している火災の逃げ遅れに対応するため、実火災訓練装置を整備し、安全かつ迅速に救出できる消防隊員の育成強化に取り組みます。	55
救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備	NET119緊急通報システム整備事業	音声による意思疎通が困難な聴覚・言語機能障がいのある方が、外出先からでも位置情報を自動で取得可能なスマートフォン等を用いて、音声によらずに119番通報できるシステムを導入します。	16
	札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業 [再掲]	札幌圏の6消防本部が共同で、消防指令システム・消防救急デジタル無線を更新整備します。	-
	ヘリコプターテレビ電送システム更新事業	消防活動や大規模災害時に、災害の全体像を迅速に把握するために配備されているヘリコプター	-

	[再掲]	一テレビ電送システムについて、災害対応体制の更なる充実に向けて更新整備します。	
	多重無線システムのネットワーク機器更新事業 [再掲]	災害時等に使用する各種無線等を安定的に運用するため、多重無線システムのネットワーク機器の経年劣化に伴う修繕及び更新を行います。	-
	消防救急デジタル無線システムのネットワーク機器更新事業 [再掲]	災害時等においても安定的に緊急要請に対応できるよう無線システムの各種装置について、老朽化に伴う機器の更新を行います。	-
	消防施設庁舎監視システム更新整備事業	出動等により不在となった消防出張所での市民サービス向上と災害対応力の強化を図るため、庁舎監視システムを更新整備します。	210
	消防車両整備事業	消防体制維持のため、消防車両の計画的な更新・整備を実施し、車両・装備の機能強化を図ります。	2,446
	救急安心都市さっぽろ推進事業	救急要請の集中に対応できるよう、救急出動体制の強化を図るなど更なる対策を検討・展開するとともに、救命率維持のため高度救急資器材を整備します。	147
	消防ヘリコプター点検整備事業	消防ヘリコプターの安全運航体制維持のため、運用上必要な整備士の資格取得及び新機体の点検を行います。	85
社 災 お 害 け 時 る 災 支 災 援 災 福 に	高齢者世帯自動消火装置設置補助金事業 [再掲]	高齢者世帯に多いこんろやストーブを原因とした火災に対応するため、熱や煙を感知して、自動で初期消火を行う自動消火装置の設置費用を補助します。	-
防 災 教 育 ・ 防 災 活 動 の 推 進	消防団による地域防災指導の充実強化事業	災害に備えた地域防災体制づくりを推進するため、防災に関する専門的知識を備えた消防団員を養成し、自主防災組織を始めとした地域コミュニティに対する防災指導を充実します。	9
	ジュニアバイスタンダー育成事業	小・中学生を対象とした普及啓発事業に应急演练の体験メニューを組み込み、将来的に救命処置ができる「ジュニアバイスタンダー」を育成します。	16
	札幌市民防災センターリニューアル事業	開館後20年が経過し老朽化している体験施設等について、北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、誰もが体験し、学べるよう市民のニーズに沿った改修を行い、市民の防火・防災意識の向上を図ります。	52
災 害 能 力 の 確 保 ・ 強 化 に お け る 庁 舎 機 器	消防署改築事業	老朽化した東消防署を改築するとともに、資機材保管庫及び訓練施設を併設することにより、防災拠点施設としての機能強化を図ります。	703
	消防出張所改築事業	各消防出張所において安定した消防サービスの提供を図るため、老朽化と狭あい化が著しい出張所を改築し、防災拠点施設としての機能向上を図ります。	1,518
	消防出張所等非常用発電設備更新整備事業	老朽化が著しい消防出張所等の発電設備を更新し、災害時における出動体制の維持を図ります。	39
常 設 等 用 電 源 の 非 市 有 施 備 施	消防出張所等非常用発電設備更新整備事業 [再掲]	老朽化が著しい消防出張所等の発電設備を更新し、災害時における出動体制の維持を図ります。	-

(出典：札幌市強靱化計画2019年～2023年度(令和元年12月発行)を基に監査人が作成)

(2) 札幌市強靱化計画の推進事業のうち令和3年12月現在で未達事業は消防署改築事業である。

【理由】

当該事業は旧南消防署の解体、東消防署の移転改築を行うものがある。しかし、東消防署の移転改築については、用地選定を2020年に予定していたが、用地の選定に至らず、計画が順延している。

(3) 現時点で止まっている事業・行われていない事業はないが、事業内容が変更となっている事業は以下の2事業である。

ア. 震災対策用消防水利整備促進事業

【理由】

当該事業は2019年からの4か年で震災対策用消防水利を5基整備するものだが、残りの設置候補地は泥炭地が多い事や湧き水が発生しやすい場所等、貯水槽の設置条件としては悪条件の場所が多く、そのことに対処するために土壌に特殊な薬剤を注入したり、埋め戻すための新たな土を用意する必要があり、当初見込んでいた工事費よりも費用が増加し、5基整備する予定を4基整備に変更している。

イ. ヘリコプターテレビ電送システム更新事業

【理由】

当該事業はヘリコプターテレビ電送システムの機上設備（ヘリに搭載されている設備）と地上設備を更新するものだが、更新予定のシステムを搭載していた消防ヘリコプターが水没により使用不能となったため、機上設備は未更新となっている。